

財産の取得につき議決を求めることについて(学習者用コンピュータ)

1 概要

滋賀県公立学校情報機器整備基金を活用し、既存端末を更新する。

2 業務の必要性

- ・ 県立中学校および特別支援学校の小学部・中学部に整備した端末は令和2年度から整備しており、令和7年度には5年目を迎えようとしている。
- ・ 端末が老朽化しており、製品サポートも受けられず修理ができない。
- ・ ICT教育を推進するため、より高性能な端末を整備する必要がある。

3 財源

費用の2/3は「滋賀県公立学校情報機器整備基金」(幼小中教育課が整備)を活用

- ・ 補助基準額、1台55,000円
- ・ 補助率 基金：2/3

4 契約情報

取得備品名：学習者用コンピュータ

製品名：Apple iPad (第11世代)

数量：2,312台

金額：103,768,885円

契約の相手方：株式会社ウチダビジネスソリューションズ

(参考) 予算額

需用費：127,160千円(基金：84,773千円、県：42,387千円)

積算：2,312台×55,000円=127,160,000円

<必要台数の積算>

828台+1,484台=2,312台

【県立中学校】生徒数から算出

生徒数80人×3学年×3中学校×予備率1.15=828台

【特別支援学校小学部・中学部】既存端末の台数から算出

(50台_[R2.12]+1,188台_[R3.3]+52台_[R4.8])×予備率1.15≒1,484台

※予備機として、文部科学省から示された「全体の15%」の台数を整備する。